令和２年度第１回さいたま市農業委員会定期総会議事録

日　時：令和２年５月１日(金)午前９時３０分
場　所：ときわ会館５階　大ホール

１　開　　会	経済局 農業政策部 農業政策課長より開会宣言。
２　市　長　挨　拶	清水市長挨拶。
３　農業委員紹介	農業政策課長より農業委員を紹介。
４　事務局職員紹介	農業委員会事務局 副理事より事務局職員を紹介。
５　臨時議長選出	会長が互選されるまでの間の臨時議長について、地方自治法第 107 条の規定に準じ、年長者の委員を選出することを農業政策課長より委員に諮ったところ、異議が無かったことから、年長者である井原勇司委員を臨時議長に指名され、井原委員が臨時議長となる。
６　総会成立の報告	臨時議長が、農業委員２１名全員出席のため、本定期総会は有効に成立している旨を報告。
７　議　　事	
⑴　仮議席の指定	臨時議長が、委員が着席している議席を仮議席として指定。
⑵　会長の互選	臨時議長が会長の互選の方法について、投票か指名推薦かを諮ったところ、委員の中から指名推薦の方法による旨の発言があり、異議が無かったことから互選方法は指名推薦と決定。被指名人として西形知行委員が推薦され、委員に諮ったところ異議が無く、西形委員が会長に就任。 井原臨時議長が退任、さいたま市農業委員会会議規則第４条の規定により、西形会長が議長となる。
⑶　議席の指定	さいたま市農業委員会会議規則第７条の規定により、仮議席順にくじを引き、議長が議席を指定（議事録表紙の議席番号のとおり）。
⑷　議事録署名委員の指名	議長が、議席番号１番 髙﨑定一委員、議席番号２番 濱野武雄委員を議事録署名委員に指名。
⑸　会長職務代理者の互選	議長が会長職務代理者の互選の方法について、投票か指名推薦かを諮ったところ、委員の中から指名推薦の方法による旨の発言があり、異議が無かったことから、互選方法は各地区１名の指名推薦と決定。第１地区は石川幸利委員、第２地区は関口正夫委員、第３地区は本田敏一委員が被指名人として推薦され、異議が無く、石川委員、関口委員、本田委員が会長職務代理者に決定。 併せて、議長より会長職務代理者はさいたま市農業委員会地区審議会運営規程第５条第２項の規定により、当該地区の地区審議会長となる旨を報告。
⑹　月例総会議長の指名	月例総会の議長については、さいたま市農業委員会会議規則第４条第２項の規定により、会長職務代理者のうちから会長が指名することとなっているが、

	慣例により、１年間ごとの任期とし、令和２年５月から令和３年４月まで石川会長職務代理者、令和３年５月から令和４年４月まで関口会長職務代理者、令和４年５月から令和５年４月まで本田会長職務代理者を月例総会議長に指名。
⑺　広報委員の選出	議長から、広報委員については、さいたま市農業委員会広報委員会運営規程第３条第１号の規定により、農業委員から３名を選出することとなっているが、慣例により各地区１名としている旨の説明。第１地区は山本博行委員、第２地区は石井栄寿委員、第３地は関根光一委員がそれぞれ選出され、異議が無く、山本委員、石井委員、関根委員が広報委員に決定。
⑻　研修委員の選出	議長から、研修委員については、さいたま市農業委員会研修委員会運営規程第３条第１号の規定により、農業委員から３名を選出することとなっているが、慣例により各地区１名としている旨の説明。第１地区は小山吉男委員、第２地区は横山敏夫委員、第３地は小林勝一委員がそれぞれ選出され、異議が無く、小山委員、横山委員、小林委員が研修委員に決定。
⑼　農業委員の担当区域	議長から、農業委員に担当区域制を敷くことは必須とはされていないが、本市農業委員会では、慣例により、農地利用最適化推進委員の区域を基調に、農業委員の担当区域を定めていること、また、髙松委員については、農業委員会等に関する法律第８条第６項の規定による「利害関係を有しない委員」に該当するため担当区域は定めない旨を説明。 定期総会資料４ページ及び５ページの「農業委員担当区域（案）」を委員に諮り、異議が無く、農業委員の担当区域が決定。
８　諸　　報　　告	議長から、先ほど選出された広報委員及び研修委員からそれぞれ互選により、広報委員長に山本博行委員、研修委員長に小山吉男委員が決定された旨を報告。 また、さいたま市農業振興地域整備促進協議会への推薦委員については、定期総会資料７ページのとおり決定した旨を報告。
９　閉　　会	石川会長職務代理者より閉会の言葉